

令和7年第1回臨時会

神津島村議会会議録

令和7年1月10日 開会

令和7年1月10日 閉会

神津島村議会

令和7年第1回神津島村議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月10日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決	5
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	1 1
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	1 5
閉議及び閉会の宣告	1 5
署名議員	1 7
議案等審議結果一覧	1 9

令和 7 年神津島村議会第 1 回臨時会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 7 年 1 月 6 日

神津島村長 前 田 弘

記

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 10 日 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 神津島村役場 2 階会議室
- 3 議 件
 - 1 議案第 1 号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 議案第 2 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第 3 号 神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第 4 号 神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 5 議案第 5 号 令和 6 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 6 号）
 - 6 議案第 6 号 令和 6 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林 正吾郎 君

3番 清水 勉 君

5番 関 真樹 君

7番 鈴木 国忠 君

2番 清水 勝彦 君

4番 鈴木 佑典 君

6番 中村 親夫 君

8番 石田 隆美智 君

不応招議員（なし）

令和7年1月10日

(第1号)

令和7年第1回神津島村議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和7年1月10日(金曜日)午前9時25分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 議案第1号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 5 議案第3号 神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例
第 6 議案第4号 神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第5号 令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算(第6号)
第 8 議案第6号 令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

出席議員(8名)

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長 (環境衛生課長事務取扱)	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	福 祉 課 長 (保育園園長兼務)	高橋 基樹 君
保健医療課長	鈴木 龍也 君	産 業 観 光 課 長	渡辺 匡哉 君
教 育 課 長	佐野 弘明 君	空 港 消 防 所 長	清水 豊 君

建設課 鈴木文憲君
長補佐

事務局職員出席者

事務局長 土谷文康君

傍聴人（1名）

丸山幸雄君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和7年第1回臨時会を開会いたします。

会議に入る前にお知らせいたします。

本日、建設課長、浜川浩一君から欠席の連絡を受けております。

また、建設課課長補佐、鈴木文憲君が出席しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時25分)

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、3番、清水 勉君、4番、鈴木佑典君を指名します。よろしく
お願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

日程第3、議案第1号 「神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」か
ら、日程第6、議案第4号 「神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、ご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号まで一括議題とすることに決定いたしました。

議案第1号から議案第4号までの提案理由の説明を求めます。

総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 議案第1号 「神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

この改正は、特別職の期末手当の改正となります。

第1条は令和6年度分について、第2条は令和7年度分についてとなります。

新旧対照表4ページ、5ページをお願いいたします。

令和6年度分について、上段、第5条下線部分、「100分の170」を乗じて得た額とするを「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」へ。

令和7年度分について、下段、第5条下線部分、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を乗じて得た額とするを「100分の172.5」を乗じて得た額とするへ、それぞれ改正するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 議会事務局長、土谷君。

○議会事務局長（土谷文康君） 議案第2号について説明をいたします。

議案第2号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての説明です。

議案第2号についても、先ほどの総務課長の説明どおり、議案第1号 「神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」と同様に、期末手当の一部を改正するものとなります。

新旧対照表をご覧ください。

同じく4ページ、5ページ、率については、先ほど総務課長が説明したとおりとなります。

あわせて、旅費規定の文言について誤った表現がありましたので、一部訂正を加えるものとなります。

説明は以上です。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 議案第3号 「神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

今回の条例改正では、第1条で令和6年度分の勤勉手当、期末手当、俸給表の改定、第2条で令和7年度以降の勤勉手当、期末手当の改正をするものです。

俸給表については、別表第1、行政職俸給表、別表第2、医療職俸給表となります。

説明は割愛させていただきます。

会議資料14ページ、15ページをお願いいたします。

第19条第2項について、第1号下線部分、「100分の102.5」を「6月に支給する場合には、100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」へ。

第2号下線部分、「100分の48.75」を「6月に支給する場合には、100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」へ。

第21条第2項について、下線部分、「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」へ。

第6項下線部分、「「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とするを「「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする」」へ、それぞれ改正するものです。

続いて、18ページ、19ページをお願いいたします。

これは令和7年度分についてです。

第19条勤勉手当について、第2項第1号下線部分、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」へ。

第2号下線部分、「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」へ。

第21条期末手当について、第2項下線部分、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」へ。

第6項下線部分、「「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」とするを「「100分の125」とあるのは、「100分の70」」へ、それぞれ改正するものです。

続きまして、議案第4号「神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

会議資料4ページ、5ページをお願いいたします。

給与月額を表のとおり改正するものです。なお、現在本村に任期付職員はおりません。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 議案第3号 「神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例」の附則の部分なんですけれども、第4項で、「前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める」というふうになっているんですけれども、この村長が別に定めるというのは、どういうものが想定されるのでしょうか。通常、通例ですと、この部分は「規則で定める」という文言の記述のほうがよろしいかと思うんですけれども、その辺をお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 今、この件について申し訳ありません。ちょっと調べが足りませんので、改めてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 資料の4、5ページ、旅費規定についてお伺いします。

第5条、「前項に定めるもののほか、議長、副議長」というところが「議長、副議長」がなくなったんですが、これについて説明を求めます。

（「少しお時間ください」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 事務局長、土谷君。

○議会事務局長（土谷文康君） この条文については、東京都の条例もこういう状況になっておりましたので、それと同じように修正したものになります。議員含めて同じ率なので、議長、副議長と2人に表記するのは誤りだと思ひまして、全員にかかるものなので、職員に準ずるという形に直しております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 東京都に倣うということであれば、反対する理由はありませんけれども、今まではこの旅費の中で、1日目に用事をやっても2日間かかるわけですから、帰る日に帰らないで、自分たちの議員活動の一環として庁舎とか関係部署を訪ねるとか、東京都もそうですし、国のほうもそうですよね。そういうことを活動してきて、別にそこは、宿泊費用が出ているわけでもなし、特段の配慮はないんですよ。ただ、延びたところの帰りの交通費の部分で改正があるということなんですけれども、ほかのある程度の議会のように、その議員

のほうにも議員活動の一環でいろんな旅費とか、研修視察のものが認められていればいいのですけれども、本村の議会にはそれがないんですよ。政務調査費、簡単に言えばそういうものでも、そういうものは一切ない。ただ、都合の悪いところだけ東京都に倣って、何か改悪にしか私は思えないので、もう少し伊豆七島の議会なり、町村長で、伊豆七島町村長でこういうことを言っている人がいると。一笑に付されればそれまでですけれども、少しはもうちょっと議員活動に対しての配慮があってもいいのかなと私は感じます。

いかがですか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 今の質問は直接この議案のほうには、関係ない内容で。

（「いや、議案に関係あるよ」の声あり）

○村長（前田 弘君） 関係あるんですか。

（「議案に出てる」の声あり）

○村長（前田 弘君） 議案では出ていますけれども、旅費の1日残ってどうでこうでという内容についてなんですけれども。

（「いや、だからこれが変わるからそれについて残った内容が変わっているから。今まではこれがあったからこれが変わってもこういうことで」の声あり）

○村長（前田 弘君） 一応内容的に、この、今のその費用弁償のこの中の比率を今変えようとしているわけですが、その旅費に関してのやつは、多分、その言っていることは、1日前に出た場合とか、残った場合とかというようなことについて言っているのかなと私は理解したんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

（「議長、暫時休憩してください」の声あり）

○議長（石田隆美智君） ここで暫時休憩とします。

（午前 9時40分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前 9時45分）

○議長（石田隆美智君） 事務局長、土谷君。

○議会事務局長（土谷文康君） 失礼しました。

議案第2号の説明が少し足りなかったみたいですので、改めてもう一度説明いたします。
新旧対照表4ページをご覧ください。

質問にあった旅費の規定に関してですが、この規定では、前の規定、現在の規定が「前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については」とあるんですけども、これは表記の仕方がおかしいということで、東京都の条例等を参考にしまして、5ページ目の「前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については」と改正したものでございます。旅費の率、その他支給については今までどおりと変わっておりません。

以上です。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、議案第1号から議案第4号までを1件ずつ順にお諮りします。

日程第3、議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第4、議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第5、議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第6、議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第7、議案第5号 「令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 15ページ、商工費のところの委託料のプレミアム付き商品券発行運営業務委託料2千万円、こちらの内容の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらのプレミアム付き商品券発行運営業務委託の内訳としましては、1,800万円がプレミアム分で200万円が事務委託、発行運営委託となっております。1,800万円のプレミアム券の内訳としましては、先ほど企財課長が申しましたように、1万円分の商品券を5千円で販売し、それを一人当たり2冊までの購入可能とします。人口1,800人の2冊分ということで、1,800万円と計上しております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） このプレミアム付き商品券の発行をしている期限というものと、あと、その店舗利用というところはどこまで可能なのかというところの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回のプレミアム商品券の発行につきましては、この臨時議会において可決された後、1月20日をめどに販売開始を予定しております。利用につきましては、2月いっぱい、ちょっと短期間ですので、従来やっておりましたプレミアム商品券の場合、1万円で1万3千円分だったものを、今回、5千円分で1万円分と金額を低くしてプレミアム率を高めての利用と考えております。

（「店舗利用はどうなるんですか」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 店舗利用につきましては、島内の商店等に現在希望調査を取っておりまして、予算可決後に実際の活動のほうに入っていきますので、大体の店舗が利用承諾をいただいている状況であります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） これ、以前もプレミアム付き商品券発行あったと思うんですけども、たしか放送のほうで、そのプレミアム商品券が余っているので、もし購入希望の方はいらっしゃってくださいという放送があったと思うんですよ。これが本当に全世帯に回っているのかというところが疑問になるところと、あとは、この期限が決まっているということは、そのときに島にいない方は購入できたりしないわけですよ。もしくは、事情があつてそこに取りに行けない方もいると思うんですけども、その方たちにはどのように対応するのかというところと、あとは、ちょっとほかのところでも調べてみたところ、このようなプレミアム商品券以外に、例えば水道料金の減免措置とか、そのほうが公正ではないかというところの話もあったと思うんですけども、その点についての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） プレミアム商品券の販売に関しまして、不在の場合どうするのかということですが、1月1日現在神津島村に住所のある方を対象として発行しますけれども、世帯を代表して誰か一人が家族分購入できますし、仮に、世帯外の人でも身分証明書等の提示において代理購入等も可能にしております。ただ、不在の場合にどうするかというのは、ちょっとこちらでは対応しかねるかなと思いますけれども、いかんせん期間が短いということもありまして、なかなか全ての住民に対して手厚く販売できるかどうかというのは、ちょっと未知数なところがありまして、その対応について具体的に解決法というのはないというのが現状となっております。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 先ほど水道料の減免等にしたほうが全世帯公平に受けられるのではないかという話がありましたけれども、その点につきまして、最初の当初の頃は、これコロナのときですけども、たしか2年間ぐらいそれを継続しました。確かに、これは皆様の基本料金のほうを減免ということで皆さんにも助かったということは言ってもらったんですけども、ただ、これはあくまでも臨時ということでございまして、通常の水道料の減免をやるのと、また、あとはこういうふうにプレミアムの券を発行するというのでやっただけの場合、

臨時的なということを考えたら、やはりこのプレミアム券のほうがいいのではないかという判断をしておるわけでございます。

この水道料に関しましては、今現在の直接的なこの議案の中では該当しないんですけれども、今、この水道料に関しまして、全国で水道料金を値上げすると、こういうような傾向にあるんですね。これは住民が減ってきて、しかし、維持費は同じようにかかるというようなことから、どこの町村、行政においても、これから水道料を値上げしていかなきゃいけないと、このようなもう既に発表しているところもありますし、そういう状況にあります。

やはりこの臨時的なものということであれば、水道料金の定額料よりは、結局、直接この戻り感といいますか、そのほうが、この券のほうがいいのではないかということ判断をしています。それと、あとは、全員に行き届かない場合があるのではないかということなんですけれども、以前は1万円購入で購入してもらったという。ただ、やはりその1万円ではなかなか買いにくい部分があるのではないかということで、プレミアム率を上げて、金額を下げたなるべく多くの人を買えるような体制にしたと、額にしたということです。

それと、神津にいない人ということなんですけれども、これは前もってこういう周知を徹底してやっていきたいということで、知らなかったとかというようなことのないように、周知のほうを徹底していきたいとこのように思っています。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 確かに、この商品券について地域の活性化には消費していくのでいい面もあるかと思うんですけれども、多分プレミアム商品券は、5千円で1万円の券になると思うんですけれども、その券でお釣りは発行されないわけですよ。例えば、高齢者の方とか買物へ行ったときとかも、1万円以上使うということは、もしかしたらない可能性もあるんです。そうすると使いづらいというパターンもあるかと思うんですけれども。この点は、プレミアム商品券につきましては1万円の券を発行して、やはりお釣りは出ないということでよろしいですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらのプレミアム商品券につきましては、以前からやっておりますけれども、千円で13枚、昨年の場合には千円13枚で1冊を1万円で販売、今回の場合には千円10枚、1万円分を5千円で販売としておりますので、1枚ごと、千円ごとの利用が可能ですので、例えば、1,500円分の購入の場合には、千円分1枚を使っていただいて、

プラス500円の現金を使ってもらおう。こういう利用を考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 11ページ、工事請負費のところの職員住宅建築工事1,250万円追加の理由の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 補正の主な要因となっておりますのは幾つかありますが、コンテナを設置するに当たっての搬入の方法をちょっと変更したことにより、掘削をしなければいけなくなったものに対する増額、それから施工についてですけれども、内装等に変更が生じていくので、それに伴っての増額、それから、設備関連も変更が生じておりますので、それに伴う増額が主な要因となります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 搬入設備等の変更というのは、何か突発的なものが生じたということなんでしょうか。どのような理由なんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 当初、今、これから現場視察に行ったときにお分かりになるかと思えますけれども、A号棟から、今回工事ではA、B、C号棟まで設置をするんですけれども、A号棟というのが西側の一番GLの低いところになります。そこに、当初は隣接する駐車場からコンテナをつって下ろすということを工法として考えていたんですけれども、いろいろな事情、例えば、現場に入った時点で擁壁にクラックが入っていて、上から重量物をつることに対しての安全面とかということがありまして、直接ラフタークレーンをA号棟付近まで下ろして行って、吊る距離を短くして、安全性を高めるために下まで下りて行ってコンテナを設置したんですけれども、それに伴う掘削が生じてしまいまして、その分の増額ということになります。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議案第6号 「令和6年度東京都神津島村
国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健医療課長、鈴木君。

（保健医療課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第6号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本臨時会に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 7年 2月11日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 清 水 勉

署 名 議 員 鈴 木 佑 典

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和7年第1回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第1号	神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	7. 1. 10	原案可決
議案第2号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第3号	神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第4号	神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第5号	令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算（第6号）	〃	〃
議案第6号	令和6年東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃	〃